

北上市児童手当支給規則の一部を改正する規則

北上市児童手当支給規則（平成3年北上市規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当（<u>法附則第2条第1項の給付を含む。</u>以下「手当」という。）の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（支払日）</p> <p>第2条 法第4条及び<u>第5条</u>に規定する手当の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の10日とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（その他）</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか手当の支給等に関する事務処理は、<u>児童手当市町村事務処理ガイドライン（平成24年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知0331003号）</u>の例によるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当（以下「手当」という。）の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（支払日）</p> <p>第2条 法第4条に規定する手当の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の10日とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（その他）</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか手当の支給等に関する事務処理は、<u>児童手当市町村事務処理ガイドライン（平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）</u>の例によるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。